

市報第26号

令和6年度横浜市一般会計補正予算（第6号）についての専決
処分報告

令和6年度横浜市一般会計補正予算（第6号）については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、地方自治法第179条第1項の規定を適用し、令和6年12月27日市長において次のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告する。

承認願いたい。

令和7年2月7日提出

横 浜 市 長 山 中 竹 春

令和6年度横浜市一般会計補正予算（第6号）

令和6年度横浜市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ94,861千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,949,994,793千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
23 繰越金		千円 443,416	千円 94,861	千円 538,277
	1 繰越金	443,416	94,861	538,277
歳入合計		1,949,899,932	94,861	1,949,994,793

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		98,742,130 ^{千円}	94,861 ^{千円}	98,836,991 ^{千円}
	11 選挙費	2,241,630	94,861	2,336,491
歳 出 合 計		1,949,899,932	94,861	1,949,994,793

一般会計補正予算（第6号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳 入

款 項 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
23 繰越金		千円 443,416	千円 94,861	千円 538,277		千円	千円
	1 繰越金	443,416	94,861	538,277			
	1 繰越金	443,416	94,861	538,277	(1) 前年度繰越金	94,861	
歳 入 合 計		1,949,899,932	94,861	1,949,994,793			

2 歳 出

款 項 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			節		説 明	
						特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他				
2 総務費			千円 98,742,130	千円 94,861	千円 98,836,991	千円 —	千円 —	千円 —	千円 94,861	千円	千円	
11 選挙費			2,241,630	94,861	2,336,491	—	—	—	94,861			
	3 市会議員選挙費		—	94,861	94,861	—	—	—	94,861	1 報酬	2,924	市会議員選挙費 89,861
										3 職員手当等	14,854	市会議員選挙啓発費 5,000
										7 報償費	5,246	
										8 旅費	284	
										10 需用費	8,044	
										11 役務費	10,969	
										12 委託料	43,055	
										13 使用料及び賃借料	4,464	
										18 負担金補助及び交付金	5,021	
歳 出 合 計			1,949,899,932	94,861	1,949,994,793	—	—	—	94,861			

補正予算給与費明細書

特 別 職

区 分		職 員 数	給 与 費						共 済 費	合 計	備 考
			報 酬	給 料	通勤手当	期末手当	退職手当	計			
補 正 前 額	長 等	8	—	108,768	341	48,946	5,274	163,329	18,202	181,531	
	議 員	86	1,451,650	—	—	—	—	1,451,650	187,474	1,639,124	
	そ の 他	20,335	2,541,177	—	—	—	—	2,541,177	17,825	2,559,002	
	計	20,429	3,992,827	108,768	341	48,946	5,274	4,156,156	223,501	4,379,657	
補 正 額	長 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	議 員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	そ の 他	131	1,974	—	—	—	—	1,974	—	1,974	
	計	131	1,974	—	—	—	—	1,974	—	1,974	
合 計	長 等	8	—	108,768	341	48,946	5,274	163,329	18,202	181,531	
	議 員	86	1,451,650	—	—	—	—	1,451,650	187,474	1,639,124	
	そ の 他	20,466	2,543,151	—	—	—	—	2,543,151	17,825	2,560,976	
	計	20,560	3,994,801	108,768	341	48,946	5,274	4,158,130	223,501	4,381,631	

○ 通勤手当には、特別職非常勤職員に係る通勤手当相当分を含む。

一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正前の額	人 〔1,025〕 (18,546) 37,100	千円 22,480,568	千円 148,306,412	千円 148,504,104	千円 319,291,084	千円 61,671,009	千円 380,962,093	
補 正 額	〔―〕 (92) ―	950	―	14,932	15,882	―	15,882	
合 計	〔1,025〕 (18,638) 37,100	22,481,518	148,306,412	148,519,036	319,306,966	61,671,009	380,977,975	

○ 〔 〕内は暫定再任用常時勤務職員数、（ ）内は暫定再任用短時間勤務職員数、定年前再任用短時間勤務職員数及びパートタイム会計年度任用職員数で、いずれも外数である。

○ 職員手当（通勤手当）には、会計年度任用職員に係る通勤手当相当分を含む。

職 員 手 当 補正額の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	初任給調整手当	通勤手当	特殊勤務手当	超過勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当
	補正前の額	千円 3,144,336	千円 24,557,568	千円 1,822,110	千円 91,012	千円 6,670,992	千円 932,491	千円 7,018,214	千円 50,465	千円 6,413
	補 正 額	―	―	―	―	78	―	14,788	―	36
	合 計	3,144,336	24,557,568	1,822,110	91,012	6,671,070	932,491	7,033,002	50,465	6,449
	区 分	休日給	夜勤手当	管理職手当	期末・勤勉手当	義務教育等教員特別手当	退職手当			
	補正前の額	千円 1,769,485	千円 369,931	千円 1,599,191	千円 78,749,544	千円 985,917	千円 20,736,435			
	補 正 額	―	30	―	―	―	―			
	合 計	1,769,485	369,961	1,599,191	78,749,544	985,917	20,736,435			

・ 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正前の額	〔1,025〕 (447) 37,100人	千円 —	千円 148,306,412	千円 139,550,033	千円 287,856,445	千円 57,076,475	千円 344,932,920	
補 正 額	〔—〕 (—) —	—	—	14,854	14,854	—	14,854	
合 計	〔1,025〕 (447) 37,100	—	148,306,412	139,564,887	287,871,299	57,076,475	344,947,774	

○〔 〕内は暫定再任用常時勤務職員数、（ ）内は暫定再任用短時間勤務職員数及び定年后再任用短時間勤務職員数で、いずれも外数である。

職 員 手 当 補正額の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	初任給調整手当	通勤手当	特殊勤務手当	超過勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当
	補正前の額	千円 3,144,336	千円 24,557,568	千円 1,822,110	千円 91,012	千円 5,211,631	千円 932,491	千円 7,018,214	千円 50,465	千円 6,413
	補 正 額	—	—	—	—	—	—	14,788	—	36
	合 計	3,144,336	24,557,568	1,822,110	91,012	5,211,631	932,491	7,033,002	50,465	6,449
	区 分	休日給	夜勤手当	管理職手当	期末・勤勉手当	義務教育等教員特別手当	退職手当			
	補正前の額	千円 1,769,485	千円 369,931	千円 1,599,191	千円 71,254,834	千円 985,917	千円 20,736,435			
	補 正 額	—	30	—	—	—	—			
	合 計	1,769,485	369,961	1,599,191	71,254,834	985,917	20,736,435			

・ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正前の額	人 (18,099) —	千円 22,480,568	千円 —	千円 8,954,071	千円 31,434,639	千円 4,594,534	千円 36,029,173	
補 正 額	(92) —	950	—	78	1,028	—	1,028	
合 計	(18,191) —	22,481,518	—	8,954,149	31,435,667	4,594,534	36,030,201	

○ () 内はパートタイム会計年度任用職員数で外数である。

○ 職員手当（通勤手当）には、会計年度任用職員に係る通勤手当相当分を含む。

職 員 手 当 補 正 額 の 内 訳	区 分	通勤手当	期 末 ・ 勤 勉 手 当							
	補正前の額	千円 1,459,361	千円 7,494,710							
	補 正 額	78	—							
	合 計	1,459,439	7,494,710							
	区 分									
	補正前の額									
	補 正 額									
	合 計									

参	考
---	---

地方自治法（抜粋）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

（第4項省略）